

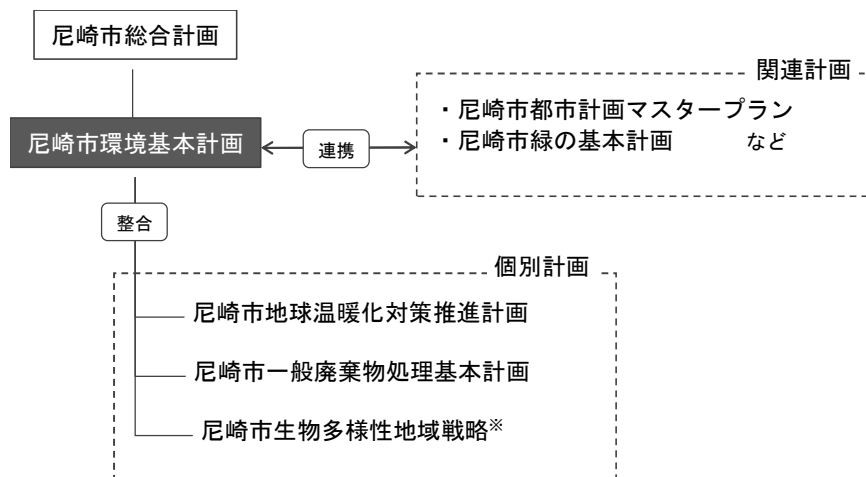
## 尼崎市環境基本計画の改定の方向性について

### はじめに

- ・第2回部会以降において審議の中心となる「目指す環境像」や「目標・施策体系」を検討するにあたって施策体系や環境に関する国内外の動向や計画改定の視点など前提とすべき事項について整理を行います。

### 1 位置付け

- ・尼崎市の環境をまもる条例第6条に基づき「良好な環境の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」として策定するものです。
- ・国・兵庫県における上位計画や市内における関連計画と連携・整合を図りつつ、尼崎市における最上位計画である尼崎市総合計画における「ありたいまち」を環境面から実現するものとします。
- ・具体性の高い内容については個別計画に委ねることとし、計画では今後の環境政策のよりどころとできるよう望ましい環境のあり方や環境施策の基本的な方向性を示すこととします。



※ 尼崎市生物多様性地域戦略については計画改定と同時期に策定を行うこととしています。

### 2 計画期間

- ・計画・戦略ともに令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とし、社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 3 計画の対象とする主な環境

地球環境	地球の温暖化、資源の有効活用 など
生活環境	公害の防止、廃棄物の処理 など
自然環境	緑地・河川水辺の保全・創出、生物多様性の保全 など

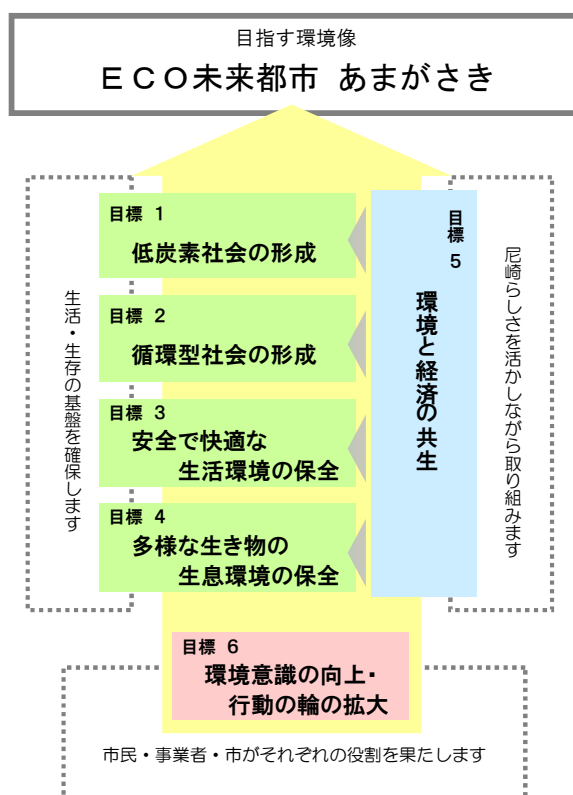
#### 4 目標・施策体系

- ・「目標体系」については、必要に応じて表現の見直しを行います。現行計画を基本とすることとし、「目指す環境像」や「施策」については、新たに検討することとします。
- ・なお、「施策」については、目標 1 は尼崎市地球温暖化対策推進計画（平成 31 年 3 月策定、令和 4 年 3 月一部改訂）、目標 2 は尼崎市一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年 3 月策定）を基本とし、目標 4 は別途策定する尼崎市生物多様性地域戦略と整合を図ることとします。

##### 【参考】現行計画の概要

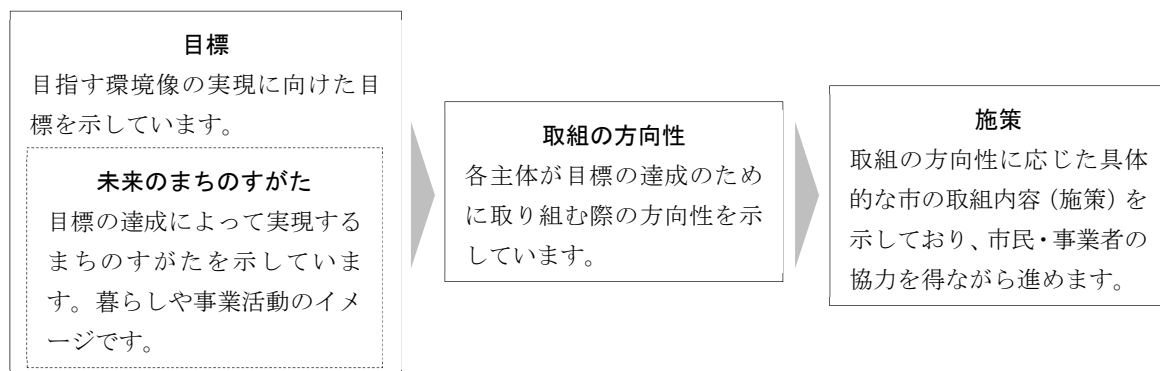
###### ●目標体系

- ・環境を「守るべきもの」から生活を豊かにするために「活かすもの」として、「ECO 未来都市 あまがさき」の実現を目指し、3 つの視点から 6 つの目標を定めて取組を行っています。



###### ●取組の方向性

- ・目標と施策の間に市民・事業者・行政の各主体が取組を行うにあたっての考え方を「取組の方向性」として示しています。



●施策体系

<b>目標 1 低炭素社会の形成</b>	
取組の方向性①エネルギーの使用量を減らします	施策ア 環境に配慮した生活様式や事業活動についての意識啓発 施策イ 環境に優しい住まい・省エネ製品などの普及啓発
取組の方向性②エネルギーを効率よく使います	施策ア 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用促進 施策イ 自動車による環境負荷を低減させる交通環境の整備 施策ウ エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進
取組の方向性③地球温暖化の影響を知り備えます	施策ア 気候変動の影響・被害に関する情報収集・発信 施策イ 気温の上昇・降水パターンの変化への対応の推進
<b>目標 2 循環型社会の形成</b>	
取組の方向性①ごみができるだけ出ないようにします	施策ア 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に向けた意識啓発 施策イ 発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）に関する情報の提供
取組の方向性②出たごみはできるだけ資源化（リサイクル）します	施策ア 資源化（リサイクル）に向けた意識啓発 施策イ 分別収集体制の強化 施策ウ 事業所から排出されるごみの資源化（リサイクル）の促進 施策エ ごみ処理の効率化
<b>目標 3 安全で快適な生活環境の保全</b>	
取組の方向性 空気・水・土・静けさを大切にします	施策ア 大気環境の保全 施策イ 水環境の保全 施策ウ 静けさの確保 施策エ 土壌環境の保全 施策オ 公害の歴史の後世への継承 施策カ その他有害化学物質や快適環境の形成への対応
<b>目標 4 多様な生き物の生息環境の保全</b>	
取組の方向性 生き物に関心をもち、そのすみかを守り、創ります	施策ア 生物多様性のモデルとなる取組の重点実施 施策イ 生物多様性に対する理解の促進と意識啓発 施策ウ 地域の特性に応じた緑づくりの推進 施策エ 緑の適正な配置と維持・管理 施策オ 水辺の保全・創出 施策カ 農地の保全と活用
<b>目標 5 環境と経済の共生</b>	
取組の方向性① 環境により製品・サービスを提供します	施策ア 環境関連産業の育成 施策イ 環境経営への支援
取組の方向性② 環境により製品・サービスを選びます	施策ア 環境負荷の低い製品・サービスについての意識啓発 施策イ 環境負荷の低い製品・サービスや事業所の取組の PR
<b>目標 6 環境意識の向上・行動の輪の拡大</b>	
取組の方向性① 環境について知り、まわりに伝えます	施策ア 環境教育・学習に役立つ情報の整備・提供 施策イ 積極的な取組の表彰や普及啓発の推進
取組の方向性② 身近なところから環境のために活動します	施策ア 環境に関する情報交換、交流の機会づくり、人材育成 施策イ 市民・事業者の連携による取組の拡大

## 5 計画改定にあたって考慮すべき点（本市・国内外の動向など）

- ・目標や施策を検討するにあたっては、次の点を考慮して検討を行うこととします。

<b>目標 1 低炭素社会の形成</b>	<p>【国内外】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「世界の平均気温の上昇を産業革命前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及する」ことを目的とした「<u>パリ協定</u>」が採択されたことをきっかけとして、<u>低炭素社会ではなく脱炭素社会の実現が求められるようになって</u>います。</li><li>・政府は 2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言したほか、地球温暖化対策計画における 2030 年度における削減目標を 26%から 46%（2013 年度比）に引き上げが行われています。</li><li>・世界の平均気温上昇を 1.5℃を超えないようにするためには 2030 年までに二酸化炭素排出量を約 45%（2010 年比）、2050 年前後には実質ゼロにする必要があるとされているほか（IPCC 1.5℃特別報告書）、人為的な影響によって地球が温暖化してきたことには疑う余地がないとされています（IPCC 第 6 次評価報告書）。</li></ul> <p>【尼崎市】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・尼崎市では尼崎市気候非常事態行動宣言や尼崎市地球温暖化対策推進計画に基づき <u>2050 年までに脱炭素社会を実現するとともに、2030 年度における二酸化炭素排出量を半減（2013 年度比）</u>させるための取組を進める必要があります。</li></ul>
<b>目標 2 循環型社会の形成</b>	<p>【国内外】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第 4 次循環型社会形成推進計画では<u>食品ロス削減やプラスチック対策などを推進</u>していくとされています。</li><li>・食品ロスの削減に関する各主体の責務や取組の基本方針を策定することなどを定めた食品ロス削減推進法やプラスチック製品の設計から廃棄物の処分までライフサイクル全体において各主体がプラスチックの資源循環の取組を促進していくためのプラスチック資源循環法が施行されています。</li></ul> <p>【尼崎市】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・尼崎市一般廃棄物処理基本計画に基づき家庭系ごみに含まれる食品ロスやプラスチックごみの削減、紙資源のリサイクルの徹底などに取り組むことで焼却対象ごみを削減していく必要があります。</li></ul>
<b>目標 3 安全で快適な生活環境の保全</b>	<p>【尼崎市】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・尼崎市では環境基準の達成状況は一定の状況を維持できていますが、閉鎖系海域である尼崎港における水質については過去から改善がみられていないなど<u>未達成の項目・地点が固定化</u>していることなどから今後の対応について検討していく必要があります。</li></ul>
<b>目標 4 多様な生き物の生息環境の保全</b>	<p>【国内外】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・2020 年までの国際的な取組目標であった生物多様性戦略計画 2011-2020・愛知目標に代わる新しい枠組み（ポスト 2020 生物多様性枠組）の採択を目指し、各国間で交渉が行われています。新しい枠組みは今年冬ごろ採択に採択される予定で、これを踏まえ、<u>今年度内に次期生物多様性国家戦略（30 by 30、OCER、ワンヘルスなど）が策定される見通し</u>となっています。</li><li>・地球規模では愛知目標の達成に向けた取組は進捗があったものの、不十分なレベルであり、<u>生物多様性の損失は続いている</u>とされています。自然との共生を目指すためにはあらゆる主体が取り組んでいく必要があります、気候変動や生産・消費などの幅広い分野と連携した「社会変革」が必要と指摘されています（地球規模性多様性概況第 5 版）。</li><li>・日本では<u>生物多様性の状況は悪化傾向にあること</u>やその恩恵（生態系サービス）の多くが過去と比較して減少または横ばいで推移しているとされています。都市部においては高度経済成長期に農地の減少や河川の水質の悪化などにより、生物の生息・生育環境の減少や質の低下がみられましたが、</li></ul>

	<p>現在は河川の水質の改善や公園などの新たな緑地の増加などによりこれらの環境に適応した生物の分布が拡大していることも確認されています（生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021）。</p> <p>【尼崎市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の保全などを目的とした行政計画がないため、<u>戦略の策定</u>を行うこととしています。</li> </ul>
目標 5 環境と経済の共生	<p>【国内外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務情報だけでなく、環境・社会・企業統治の要素も考慮して投資を行う「<u>ESG 投資</u>」の動きが拡大しており、ESG 投資を呼び込むためには、SDGs や脱炭素を意識した事業活動が求められるようになっていきます。</li> <li>・資源の効率的な利用によって付加価値を生み出す<u>循環経済（サーキュラーエコノミー）</u>への移行、社会経済システムを化石燃料からクリーンエネルギーを中心としたものに変革していく <u>GX（グリーン・トランスフォーメーション）</u>の実施の動きに対応していく必要があります。</li> </ul> <p>【尼崎市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行計画では<u>環境関連産業（環境負荷を低減する製品・サービス）</u>の活性化や環境経営の普及といった事業者を対象とした取組が中心となっており、今後はこれらに加え市民においても<u>エシカル消費</u>を普及させるなど<u>経済活動全般</u>において環境配慮を進め、<u>経済をグリーン化</u>していく必要があります。</li> </ul>
目標 6 環境意識の向上・行動の輪の拡大	<p>【国内外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGs において「質の高い教育をみんなに（目標 4）」や「パートナーシップで目標を達成しよう（目標 17）」などの目標が設定されています。</li> <li>・ユネスコ総会において ESD の国際的な枠組みとして「持続可能な開発のための教育：SDGs の達成に向けて（ESD for 2030）」が採択されています。国連総会では、「ESD が質の高い教育に関する SDG に必要不可欠な要素であり、その他の全ての SDGs の成功への鍵として、<u>ESD は SDGs の達成の不可欠な実施手段</u>である」とされており、SDGs を通じて環境問題を解決していくためには ESD の視点からの取組が必要となります。</li> </ul> <p>【尼崎市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎市では環境学習・啓発、環境教育に関する機会については一定数を確保できていますが、知識を得るだけでなく、<u>環境に配慮したライフスタイルへと変化をもたらす学び</u>としていくなど質を高めていくほか、<u>市民だけでなく企業との連携</u>についても検討していく必要があります。</li> </ul>

## 6 計画改定にあたっての視点（第 1 回総会で確認済み）

- ・施策や指標を検討にあたっては、次の視点を踏まえて検討を行うこととします。

### （1）生存基盤としての環境の認識（地球・資源制約の認識）

- ・経済発展により生活は豊かで便利となった一方、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境は限界に達しつつあるほか、資源の枯渇・不足といった問題も顕在化しています。これまでの可能な限り環境汚染・負荷を低減するという考え方で環境施策を講じるのではなく、環境・資源には限界があることを前提として、成熟した社会を目指します。

### （2）バックキャストの視点

- ・環境汚染・負荷の低減に関する施策を漫然と示すのではなく、目標を明確に示し、目標を達成するために必要な道筋となるよう施策を示すとともに、これらを管理できるような指標についても検討します。

### （3）経済のグリーン化

- ・脱炭素社会の実現や循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、SDGs の達成といった

動きが促進されるよう ESG 投資を意識した施策を検討するほか、市民においてもエシカル消費を普及させるなど経済活動全般が環境に配慮されたものとしていきます。

#### (4) 環境・経済・社会の課題の統合的な解決 (SDGs の達成)

- ・環境問題は社会経済活動と密接に関係していることから、個別の課題を解決するための施策だけでなく、環境・経済・社会における課題を統合的に解決するために横断的な施策を検討していきます。

#### (5) 尼崎市における課題の解決

- ・尼崎市における人口動態には、若年層 (20 歳代) が転入超過である一方で、ファミリー世帯 (0~4 歳、30 歳代後半) が転出超過という課題があり、バランスの取れた人口の年齢構成を実現するため、ファミリー世帯の定住・転入を促進していく必要があります。
- ・環境配慮型の住宅の普及や自然との触れ合いの機会の創出などの環境施策については、ファミリー世帯の定住・転入や子育てを楽しめる取組にも資するものとして捉えるなど、全市的な課題の解決を意識した環境施策を検討していきます。

## 7 進捗管理

- ・毎年度、環境に関する取組について把握・取りまとめを行い「環境基本計画年次報告書」として公表することとします。
- ・中間見直し (5 年目)・改定 (10 年目) のタイミングで環境に関する取組状況や基礎データの傾向などを整理、評価したうえで、尼崎市環境審議会に報告し、環境政策の方向性などについて意見・助言を受けることとします。